

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年 5月17日

住所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人 印

許可の年月日	平成14年 5月17日	許可番号	旭環対指令第140024号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破砕施設） 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに紙くず（廃石膏ボード） 紙くず 繊維くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172, 260		
処理能力	211.68t/日（8時間） 26.46t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有——無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		